

# 「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」 受付終了のお知らせ

## 申請対象期間及び申請期限

| 休業した期間            | 申請期限         |
|-------------------|--------------|
| 令和4年10月 ～ 令和4年11月 | 令和5年2月28日（火） |
| 令和4年12月 ～ 令和5年1月  | 令和5年3月31日（金） |
| 令和5年2月 ～ 令和5年3月   | 令和5年5月31日（水） |

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は、本年度末をもって終了する予定です。  
申請期限を過ぎると受付できませんのでご注意ください。

### 【注意点】

- 対象となる休業は、**新型コロナウイルス感染症の影響による休業**に限ります。
- 郵送申請の場合は**申請期限必着**、オンライン申請の場合は**申請期限内に申請内容を送信**する必要があります。
- オンライン又は郵送で申請期限内に申請していれば、申請書類の不足等でシステムや郵送により返戻を受けたものを申請期限後に再提出する場合であっても、申請期限内に申請されたものとして取り扱っています。

## 給付金額の算定

$$\underbrace{\text{休業前の1日当たり平均賃金}}_{\text{1日当たり支給額（8,355円が上限）}} \times 60\% \times \underbrace{\left( \text{各月の休業期間の日数} - \left[ \begin{array}{l} \cdot \text{就労した日数} \\ \cdot \text{労働者の事情で休んだ日数} \end{array} \right] \right)}_{\text{休業実績}}$$

※ 令和4年11月末までの休業の場合は80%

## お問い合わせ

- 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HP  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html> (右記QRコード)



- お問い合わせは厚生労働省コールセンターへ  
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター  
電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

## 雇用調整助成金の活用もご検討ください！

労働者に休業手当を支払った場合、雇用調整助成金を活用できる場合があります。

- ★ 使用者は、使用者に責任のある理由で労働者を休業させた場合、休業期間中に休業手当を支払わなければなりません。（労働基準法第26条）
- ★ 雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用保険被保険者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、雇用維持を図った場合に、事業主の申請に基づき、事業主が支払った休業手当等の一部を助成する制度です。

※令和5年3月末まで特例を講じています。

- ▶ 支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページをご確認ください。
- ▶ 事業所の所在地を管轄する労働局またはハローワークにて申請を受け付けております（窓口、郵送またはオンライン）
- ▶ コールセンターで雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。

0120-603-999（受付時間 9：00～21：00（土日・祝日含む））

特例



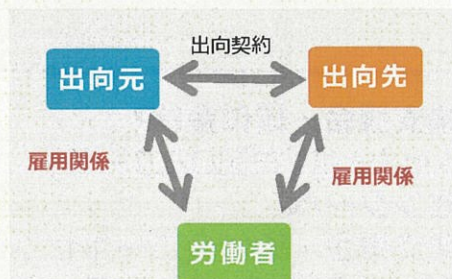
通常制度



## 在籍型出向で従業員の雇用を守りませんか？

新型コロナウイルスの影響で仕事が減って人手が余った企業が雇用を維持するために、人手を借りたい企業へ一時的に出向しているケースが増えています。皆さまも、人材に関するお悩みを「在籍型出向」で解決してみませんか？

- ★ 「在籍型出向」とは、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び、一定期間継続して勤務することをいいます。



▶ 在籍型出向支援策を  
まとめた専用ページ



## 緊急雇用安定助成金は、令和5年3月31日をもって終了する予定です

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、雇用保険被保険者とはならない労働者に係る休業を対象にした緊急雇用安定助成金を実施してきましたが、本助成金は**令和5年3月31日までの休業をもって受付を終了**します。申請期限や最後の判定基礎期間の申請方法は次のとおりです。

### 申請期限について

緊急雇用安定助成金の申請期限は、支給対象期間（1～3の連続する判定基礎期間）の末日の翌日から起算して2か月以内です。申請期限を過ぎた場合は、申請を受け付けることができません。

郵送又はオンライン申請による場合は、上記の日までに支給申請書等が労働局・ハローワークに**到達**していなければなりませんので、ご注意ください。

なお、**令和5年3月31日を含む判定基礎期間の申請期限は、**

**令和5年5月31日まで※（必着）**

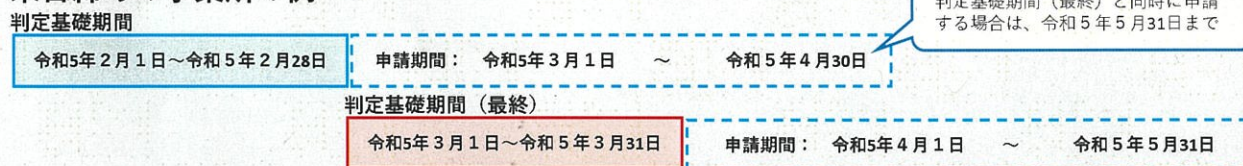
です。

※ 末日締め以外の事業所の場合で、令和5年3月31日を末日とする1か月未満の判定基礎期間と、その直前の判定基礎期間を通算して申請する場合に限り、通算した判定基礎期間の初日の2か月後の日から2か月以内が申請期間となり、令和5年6月中に申請期限が来る場合があります。詳しくは下記「最後に申請する判定基礎期間について」の「20日締めの事業所の例」の②を参照してください。

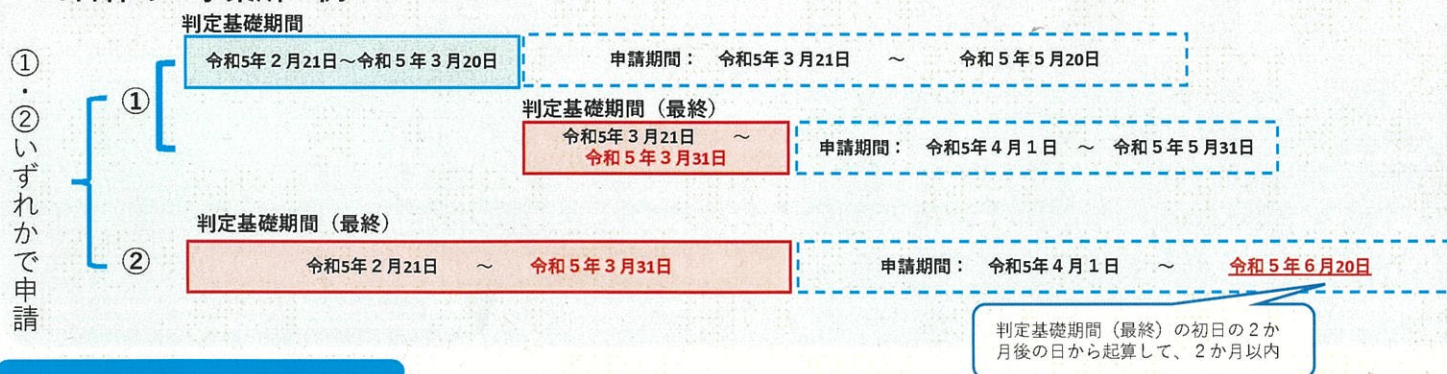
### 最後の判定基礎期間について

令和5年3月31日を含む判定基礎期間については、賃金締め切り日や最終休業日にかかわらず、**判定基礎期間末日が一律に令和5年3月31日まで**となります。なお、令和5年4月1日以降も休業を実施した場合であっても、助成対象となるのは令和5年3月31日までに実施した休業のみとなります。

#### 末日締めの事業所の例：



#### 20日締めの事業所の例：



### 雇用調整助成金について

雇用調整助成金の制度自体は令和5年4月以降も継続しますが、令和5年4月以降の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や雇用情勢を踏まえながら検討の上、改めてお知らせします。

※本リーフレットは令和5年度厚生労働省予算案の内容です。

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-603-999 受付時間 9：00～21：00 土日・祝日含む

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク